

《事前協議にあたっての注意事項》



1. 申込は、必要書類一式の提出を以て受付とします。
書類を提出する際は、全ての書類が揃っていること、書類に誤りがないこと、設備基準や人員基準等を満たしていること等を必ずご確認のうえ、ご提出ください。
書類が揃っていない場合は、原則として、受付できませんのでご注意ください。
2. 事前協議の審査における当市からの質問等については、全て書面(電子メール)で確認させていただきます。質問等に対する回答がない場合は、事前協議を完了することができませんので、ご注意ください。
3. 協議期間はあくまでも一定の目安であり、協議中において基準を満たしていない場合や、書類の補正が完了していない場合等には期間が延びることがあります。
※ この場合、当初希望の指定日をご変更いただく可能性がありますので、ご注意ください。
4. 建物の改修・新築工事等が必要な場合は、事前協議完了後に実施してください。また、工事や検査等にかかる時間をふまえ、スケジュールに余裕をもって申請してください。
5. 事前協議が完了した後に、指定予定日に合わせて新規指定申請の申込を受付します。
なお、**事前協議が完了するまでは新規指定申請の受付ができません**のでご注意ください。
※ 当市では事前協議の受付と新規指定申請の受付は別々で取り扱っております。指定予定日については、新規指定申請受付スケジュールおよび《新規指定申請にあたっての注意事項》をよくご確認ください。
6. 申請者多数の場合は申込締切日以前でも受付を中止することがありますので、ご了承ください。